

日本胎児心臓病学会
「電子メール配信」および「ホームページ掲載」に関する規約

電子メール配信依頼

- ・ 胎児心臓病学会から会員への定期配信は毎月1回（月初め）に行う。配信の依頼者は胎児心臓病学会会員に限定する。関連学術団体・胎児心臓病に関連する学術活動に関する内容を会員に向け発信する事ができる。
- ・ 学会活動に関連した配信は必要時に適宜行う。
- ・ 每月15日までの依頼分については、広報・レジストレーション委員会委員長の確認（必要があれば委員会で検討）の上、翌月初旬に配信する。
- ・ 依頼者は、電子メールに題名「電子メール配信依頼」と内容を記載し、胎児心臓病学会事務局（jsfc@supportoffice.jp）に申し込みをする。
 - ✓ 上記以外の依頼に関しては（関連の低い団体からの依頼等）、適宜広報・レジストレーション委員会委員長が内容を確認（必要があれば委員会で検討）して対応する。

ホームページ掲載依頼

- ・ 「胎児心臓病学会の活動」および「その他の活動」に分けて掲載の検討と実施を行う。「胎児心臓病学会の活動」とは、理事会・代議員会・委員会・事務局業務・その他公的な学会活動もこれに含まれる。依頼者は胎児心臓病学会会員に限定する。
- ・ 「胎児心臓病学会の活動」の新着情報については、内容を事務局に送付し、直接ニュース掲載更新を行う。
- ・ 「その他の活動」については、関連学術団体・胎児心臓病に関連する学術活動に関する内容をホームページの「お知らせ欄」もしくは「胎児心臓関連セミナー」欄に掲載する事ができる。依頼は電子メール配信と同様とし、毎月15日までの依頼分については、広報・レジストレーション委員会委員長の確認（必要があれば委員会で検討）の上、翌月初旬に掲載する。
- ・ 依頼者は、電子メール題名「HP掲載依頼」と内容を記載し、日本胎児心臓病学会事務局（jsfc@supportoffice.jp）に申し込みをする。
 - ✓ HPに新たなページを作成する場合は、広報・レジストレーション委員会および関連部署で内容を確認し、対応を決定する。
 - ✓ ホームページ改修を伴う依頼や上記以外の依頼に関しては（関連の低い団体からの依頼等）、適宜広報・レジストレーション委員会委員長が内容を確認（必要があれば委員会で検討）して対応する。

胎児心臓病関連セミナーのホームページ掲載・電子メール配信一括申し込み方法

- ・ 依頼者は「胎児心臓関連セミナー」のページの「胎児心臓関連セミナー掲載申し込み」の申し込みフォームから依頼する。
- ・ 申し込みフォームに必要事項を記載し、申請する。
- ・ 「会員メーリングリストでの案内希望の有無」「胎児心臓病学会ニュースレターでの案内希望の有無（発行が間に合う場合）」に配信希望の有無を入力する
- ・ 每月15日までの依頼分については、広報・レジストレーション委員会委員長の確認（必要があれば委員会で検討）の上、翌月初旬に掲載する。
- ・ 掲載が不適当な場合として、「1. 胎児心臓に無関係」「2. 営利目的」「3. その他不適当と判断される場合」があげられる。

以上の規約は広報・レジストレーション委員会により検討され、委員長および事務局の確認後より実施される。